

令和4年 月 日

富士川町長 望 月 利 樹 様

富士川町官製談合再発防止
に係る第三者委員会
委員長 江 藤 俊 昭

(案)

官製談合防止法違反事件に係る再発防止について（答申）

令和3年11月17日に当時の富士川町長志村学が官製談合防止法違反で逮捕され、同年12月7日に加重収賄で再逮捕された事件について、慎重に審議した結果、下記のとおり別添報告書を添えて答申します。

今後、再発防止策の具体的な取り組みについて、真摯に対応し、公正かつ公平な入札及び契約の実現を図るとともに、町民の信頼回復に寄与されることを強く希望します。

なお、今回の事件は、町長による官製談合でしたが、~~＝~~官製談合は、町長によるものだけではなく、執行機関の職員並びに~~＝~~議員によるものも想定でき、~~ますし、談合は民間同士のものもあります。~~これらの可能性を視野に入れ~~＝~~再発防止を提案します。

記

1. 本町事案の事実関係その他の実態把握に関すること

(1) 事件の事実関係

今回の事件は、富士川町が発注した大型公共工事「富士川町学校給食センター建設工事」、「道の駅富士川加工所増築及び店舗改修工事」、「平林農業体験宿泊施設建設工事」の3つの設計業務をめぐり、受注したいと考えた総合建築設計事務所所長小林一が、飲食の接待や選挙協力などを通じて、前町長志村学に近づき、共謀して行った官製談合防止法違反及び加重収賄事件である。

このことについては、第三者委員会の実態調査や前町長の裁判の冒頭陳述、新聞報

道において、明らかとなっており、競争入札の公正を害するとともに、市民の信頼を大きく裏切る行為であった。

また、市の競争入札の事務処理において、長年の慣例から起こった事件であり、職員の規範意識の欠如は否めない。また、二重三重のチェック機能が働かなかったことは非常に残念であり、行政監査委員や議会のチェック体制の再確認も、再発防止策と併せて検討をお願いしたい。

(2) 入札制度の現状と課題

①一般競争入札

一般競争入札においては、対象事業が予定価格 1 千万円以上となっていたが、1 億円以上の工事で執行されていた。

富士川町では、平成 24 年 9 月まで一般競争入札事務処理要領が存在しておらず、その執行は、年間 1～2 件であった。また、平成 24 年度以降の一般競争入札の執行件数の累計は、13 件であり、全て特定建設工事共同企業体による通常一般競争入札で執行されていた。

年間数件の執行であったため、職員に競争入札の原理原則は一般競争入札であるという意識が薄く、事務処理方法なども浸透していないことから、原理原則の意識の醸成や適正な一般競争入札を行うための事務処理の浸透が必要である。

~~これは、適用件数から考えても、競争入札の原理原則である一般競争入札から大きく逸脱することになる。~~

②指名競争入札

指名競争入札においては、対象工事が予定価格おおむね 1 億円未満となっていたことから、ほとんどの案件で指名競争入札が行われていたことになる。

平成 24 年度の一般競争入札事務処理要領の策定時には、指名競争入札の対象金額を変更せず、現在まで同額のおおむね 1 億円未満で執行されていたため、年間 130 件前後で執行されてきた。

長年、指名競争入札が執行され、指名業者の偏りや受注業者の固定化が見受けられてきたにも関わらず、そこに問題意識や疑問を生じてこなかった組織体質に問題があり、そうした組織体質の改善や職員の意識改革が必要である。

~~これは、本委員会による職員の聞き取り調査からも、指名競争入札は、地元業者ができることは、地元でという意識が強く、中小企業の受注の確保に関する法律の~~

~~中小企業の受注拡大を重く受け止めたことによるものであると説明を受けた。~~

~~しかし、地域業者の受注拡大や育成は、町の責務ではあるが、中小企業の受注の確保に関する法律は、指名競争入札を推奨するものではなく、ましてや指針となっている訳でもない。このような考え方は、早急に改める必要がある。~~

③随意契約

随意契約においては、随意契約事務要領や随意契約ガイドラインに沿って事務を執行しており、年間 500 件以上の契約行為を行っている。これは、富士川町における契約行為の大半を占めており、契約行為の透明性の確保を図る必要があることからため、法令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の少額随意契約の金額以上の案件を令和 3 年 4 月より公表してが行われている。

随意契約では、競争入札ではなく安易な随意契約を執行する傾向があることが課題であり、より透明性の確保や執行件数を減らす必要である。

④建設工事等請負業者指名選考委員会

建設工事等請負業者指名選考委員会においては、委員が町長を除く副町長以下課長で組織され、一般競争入札の入札参加申請者の審査並びに指名競争入札の適否及び指名業者の選考を実施している。また、その審議は非公開で、審議内容は秘密を厳守しなければならないこととされている。

業者の選定においては、財務規則や事務処理要領において、予定価格から業者数の基準やはあったが、選定の基準が曖昧で、今までの慣例から町内工事の実績、~~×~~指名回数により行われていた。~~を重視する傾向があったことから、業者の偏りが生じ、結果的に受注者の固定化が見受けられた。~~また、建設工事等請負業者選考委員会の審議内容は、~~の記録も~~秘密厳守を理由に、作成保存してこなかった。~~ため、今回の事件のような業者の入れ替えや不当な指示があっても、表に出ることはなく、ルールに反するという意識に繋がらなかったと考える。~~

建設工事等請負業者指名選考委員会では、競争性が担保される形での業者選考が課題であり、選考時の明確な基準の策定や定期的な入札執行の検証や見直し機会の実施が必要である。

⑤建設工事等に係る入札結果の公表

入札結果については、契約締結後、町広報誌及びホームページを通じて、入札結果一覧表として掲載をしている。随意契約においても、町ホームページにおいて、

昨年度から適用理由の掲載を始めた。しかし、関係法令等に基づく、競争入札の過程の公表が不十分であるため、分かり易い新たな公表方法の構築が課題である~~更なる改善が必要と考える。~~

(3) 入札制度等のチェック体制の現状と課題

入札制度等のチェック体制については、入札執行前に業者の選考や執行方法等を審査する際に、建設工事等請負業者選考委員会で行い、入札執行後、監査委員による定例監査及び決算審査、又、議員による決算特別委員会などにより実施されている。

~~入札制度等の現状や課題について述べたが、今回の事件は、競争入札の事務執行に関する明確詳細な基準やルールが曖昧であったことや、長年の慣例による規範意識の欠如から、競争入札執行前のチェック組織である建設工事等請負業者選考委員会において、チェック機能が働かなかったことが問題であり事件の防止に繋がらなかったものとする。また、事件の発覚が警察の捜査によるものであり、自ら不正を正したものではないことが、非常に残念でならない自浄作用ができていないことである。~~

今回の実態調査を通じて、根拠法令に基づく事務執行はもちろんのこと、運用面での明確詳細な基準ルールをしっかりと定め、見直し改善をする検証機会を定期的に設けるなど自浄作用が働く組織とすることや第三者の目による監視強化が必要であると考える~~することにより、ある程度の再発防止に繋がるものと思料する。~~

以上を踏まえ次のような再発防止策を提言する。

2. 本町事案の再発防止に係る具体的方策に関すること

長年の慣例の中で、進められてきた指名競争入札において、このような事件が起こったことは、非常に遺憾であり恥ずべき行為である。

今後、住民の信頼を回復するうえで、基準の明確化を図り、早急に再発防止策を講ずる必要がある。

なお、再発防止にあたっては、年次計画及び行動計画などを作成して、着実な実施を強く望む。

(1) 入札基準の変更

①—(1)—一般競争入札

一般競争入札については、関係法令等に基づく原理原則を踏まえた適正な執行を図るため、対象事業の拡大を進めるとともに、将来を見据えた電子入札システムの

導入に向けた研究検討を進めること。

なお、本年度4月以降、暫定的に一般競争入札の拡大を図るため、予定価格1千万円以上の事業を対象としているが、競争入札の原理原則は、一般競争入札であるため、電子入札システム導入と併せて原則的な執行を図るよう望む。

②—(2)—指名競争入札

指名競争入札については、関係法令等に基づく特例的な制度であることを十分に理解するうえで、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」及び「富士川町中小企業及び小規模企業振興基本条例」に配慮しつつ、透明性・公平性のある適正な執行を図ること。

③—(4)—随意契約

随意契約については、関係法令等に基づき、少額及び特例的なものなど、適正な執行を図るとともに、更なる透明性の向上に努めること。

④—(3)—建設工事等請負業者指名選考委員会

指名競争入札においては、業者選定をする際の明確な基準を作成して、建設工事等請負業者選考委員会において、業者の選考を行うこと。また、業者の選考基準や選考過程の記録を取りまとめたうえで、公表など透明性の向上に努めること。

なお、今回の事件は、この請負業者の選考会議委員会の前後で起こった案件であることを踏まえ、今後想定されるあらゆるリスクに備えた対応を図ることを強く望む。

⑤—(5)—建設工事等に係る入札結果の公表

現行の公表要領と関係法令等の精査を行い、入札及び契約行為の更なる透明性の向上を図るとともに、公表によるチェック機能が保たれるよう再発防止策に繋げること。

3. ~~その他、第三者委員会が必要と認める事項に関すること~~

(2)—(1)—総合評価方式

公平性及び透明性の担保を前提で進める、地域の活性化及び地元中小企業の育成に配慮した、政策連携型の総合評価方式による入札方法を構築すること。~~なお、~~政策連携型の総合評価方式には評価項目については、富士川町の政策課題と連携する環境対策、男女共同参画の推進、障害者雇用及びSDGsなどを含む研究検討し採

用すること。

(3) ~~-(2)-~~入札監視等の強化

①選定基準及び公表

今回の事件は、指名業者の選定や選考の基準が明確化され、その入札過程の公表がしっかりととなされておれば、監視による抑止力が働いたものとする。

そこで、早急に指名業者の選定・選考の明確な基準を策定するとともに、入札及び契約過程の公表方法の構築を図ること。

②検証作業と外部監視

~~また、~~定期的な制度や慣例の見直す機会があれば、防ぐことができたのではないかと考える。そこで、入札制度等の見直し検証を定期的に行う機会の創設や第三者による入札監視委員会の設置を行うこと~~望む~~。

③監査委員及び町議会の対応

~~また、~~更なる二重三重のチェック体制の強化を図るため、監査方法や議会の監視体制の再確認をお願いしたい。

(4) ~~-(3)-~~職員の意識改革及びコンプライアンス研修の実施

今回の事件は、前町長と業者小林所長が共謀して行ったものではあるが、入札に対する介入は、町長、議員、職員であっても、起こり得るものであるため、あらゆるリスクを想定した再発防止の対策を講じるように、定期的な職員研修を実施すること。政治倫理条例の制定→制定済み

(5) 公益通報者の相談窓口（外部有識者）の設置、及び公益通報者保護制度の創設

今回の事件で、前町長から不当な指示があったが、職員は公益通報者の相談窓口があれば、相談し不当であるという認識を持てたかもしれない。このことを重く受け止め、コンプライアンス研修と併せて、相談窓口を設け、組織として不当な介入の防止に努めるとともに、法律に則り公益通報者の保護をすること。

(6) 防止策の戦略計画の策定と公表

再発防止策については、答申内容を達成するため、戦略的に進める年次計画や実行計画などの目標を定め、達成状況を毎年度検証するとともに、検証結果をその都度公表すること。

3. その他の検討課題

(1) 補助金制度の改革と現行制度を踏まえた対応策

補助金申請の前段階で、事前に提出する要望書において、精度の高い図面や概算費用が必要となっており、専門職員がいない市町村では、設計業者にその業務を依頼することになるが、補助金の採択前に予算措置することは、非常に厳しいのが実情である。

この現状を踏まえた対応策としては、専門職員の配置や事前業務の予算措置が考えられるが、どちらも財政厳しい市町村では、対応することは難しい。

そこで、国・県の専門職員が対応するような仕組みを構築するか、また、市町村が、共同で組織を構築するか検討が必要である。

(2) 前町長への告訴の検討

昨年11月に事件が発生し、町のトップが逮捕されるという前代未聞の事態となり、行政に対する町民の信頼を大きく損ねたものとなった。町に対するその被害は、相当なものであると推測する。

そこで、前町長への告訴を検討するよう提言する。